

令和 7 年 1 2 月 1 日

議 案 参 考 資 料

1 2 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 36 号 常総市印鑑条例の一部を改正する条例について

本案は、印鑑の登録を受けた者に交付している印鑑登録証について、印鑑登録者を識別するための情報を記録する磁気部分が不要となったことにより、磁気を付さない印鑑登録証に切り替えるための改正を行うほか所要の改正を行うものです。

従前の印鑑登録証は、証明書自動交付機での利用を想定し、印鑑登録者を識別するための情報を記録する磁気部分を付しておりましたが、令和4年9月定例会議において、証明書自動交付機の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の議決を経て、令和6年3月31日をもって本庁舎及び石下庁舎に設置しておりました証明書自動交付機を廃止いたしました。証明書自動交付機の廃止に伴い、印鑑登録証に付されている磁気部分の活用機会がなくなったことから、印鑑登録証に磁気を付さない仕様へ変更することとし、印鑑登録証に係る規定を改める改正を行います。

なお、既に交付済みの磁気付き印鑑登録証については、継続して利用できるものといたします。

○常総市印鑑条例

昭和 57 年 3 月 25 日

条例第 1 号

水海道市印鑑条例（昭和 32 年水海道市条例第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

（登録資格）

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

（1）年齢 15 歳未満の者

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

（印鑑登録の申請）

第 3 条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら申請をすることができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人による申請をすることができる。

（印鑑の登録）

第 4 条 登録できる印鑑の数量は、一人につき 1 個に限るものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、市規則で定めるところにより、当該申請に係る登録申請者が本人であること及び当該申請が登録申請者の意思に基づくものであることを確認した後、次条に定める場合を除き、印鑑登録原票に登録するものとする。

3 印鑑登録原票には、登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

（1）印影

（2）登録番号

（3）登録年月日

（4）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令

(昭和 42 年政令第 292 号。以下この号において「令」という。) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。) の記載 (法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。) をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。) がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民 (法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。) に係る住民票に通称 (令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。) の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(5) 出生の年月日

(6) 住所

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。

(登録申請の不受理)

第 5 条 市長は、登録の申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 印影が鮮明でないもの

(2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定めるもの

(印鑑登録証)

第 6 条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する ~~印鑑登録証 (印鑑の登録を受けている者 (以下「印鑑登録者」という。)) について、その者を識別するための情報を記録する磁気を付した樹脂製の書面をいう。以下同じ。)~~ 書面 (以下「印鑑登録証」という。) を直接、~~印鑑登録者又は当該印鑑の登録を受けた者又は~~その代理人に交付するものとする。

2 印鑑登録証には、登録番号を記載するものとする。

(印鑑登録証の再交付)

第 7 条 ~~印鑑登録者~~ 印鑑の登録を受けている者 (以下「印鑑登録者」という。)

は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は損傷した場合に限り、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えてし

なければならない。

- 3 第3条第2項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。この場合において、第3条第2項中「前項」とあるのは「第1項」と、「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、直接当該申請をした者に新たな登録番号を付した印鑑登録証を交付するものとする。

第8条—第10条 略

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 第8条の規定による亡失の届出を受けたとき。
 - (2) 第9条の規定による廃止の申請を受けたとき。
 - (3) 印鑑登録者が転出し、又は死亡したことを知ったとき。
 - (4) 印鑑登録者の氏名又は氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）が変更されたことを知ったとき（印鑑登録原票の印影を変更する必要がある場合を除く。）。
 - (5) 外国人住民である印鑑登録者が法第30条の45の表の上覧上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、印鑑登録者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。
- 2 市長は、前項第4号から第6号までの規定に基づいて登録を抹消したときは、当該登録を抹消された者に対してその旨を通知するものとする。

第12条—第17条 略

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市印鑑条例第2条の規定により印鑑の登録を受けている者については、この条例の施行の日から昭

和 58 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により印鑑の証明をすることができる。ただし、その者の印鑑についてこの条例による改正後の水海道市印鑑条例第 4 条第 2 項の規定により登録がなされたときは、この限りでない。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 3 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町印鑑条例（昭和 57 年石下町条例第 4 号）の規定により登録されている印鑑は、この条例の規定により登録されたものとみなす。
- 4 前項の規定により登録されたものとみなされた印鑑に係る印鑑登録証を有する者は、編入日後も当該印鑑登録証により登録の証明を受けることができる。

中略

附 則（令和 6 年条例第 5 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 37 号 常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
について

本案は、医療福祉費支給制度（通称マル福）及びすくすく医療費支給制度における入院の医療を受けた場合の自己負担金に対する助成を廃止するため、所要の改正を行うものです。

市では、茨城県の制度に合わせマル福制度を実施しており、制度の対象となる妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子が医療を受けた場合には、常総市医療福祉費支給に関する条例に基づき、医療福祉費を支給しております。当該制度では、入院の医療を受けた場合、1日につき300円、月額では3,000円を限度として自己負担金が発生いたしますが、市の独自施策として、常総市すくすく医療費支給に関する条例に基づき、当該自己負担金に相当する額を「すくすく医療費」として支給しております。

すくすく医療費支給制度は、平成17年の制度開始以降、幅広い子育て世代の経済的負担の軽減に寄与してきました。一方近年は、医療技術の進歩により入院日数は短縮化が進行したことに加え、人口減少もあり、入院の医療を受けた場合に関するすくすく医療費の予算規模は縮小しております。

こうした経緯を踏まえ、入院の医療を受けた場合の自己負担金に対する助成は本年度をもって廃止することとし、当該助成に関する規定を削除する改正を行います。

今後は、市の重点施策である「子どもまんなかまちづくり常総」の推進に向け、幅広い子育て支援施策の充実を図ってまいります。

○常総市すくすく医療費支給に関する条例

平成 17 年 9 月 28 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、児童等に係る医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図り、少子化対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、常総市医療福祉費支給に関する条例（昭和 51 年水海道市条例第 30 号。以下「医療福祉費条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 医療福祉費条例第 2 条第 2 号に掲げる小児であって、医療福祉費条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当するものをいう。

(2) 生徒等 医療福祉費条例第 2 条第 2 号に掲げる小児（前号に掲げる者を除く。）であって、12 歳に達する日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう。

(3) 妊産婦等 医療福祉費条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる妊産婦、小児（第 1 号及び第 2 号に掲げる者を除く。）、母子家庭の母子及び父子家庭の父子をいう。

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、常総市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（常総市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により常総市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）のうち、前条第 2 項各号のいずれかに該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者又はその世帯に属する者は、対象者とししない。

(すくすく医療費の支給)

第 4 条 市長は、児童に対して、医療福祉費条例第 4 条第 1 項から第 4 項までの規定による算出方法の例により算出された額をすくすく医療費として支給する。

2 市長は、児童及び生徒等に対して、医療福祉費条例第4条第1項の規定により除かれる入院以外による治療が必要となる疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合において、同項から同条第4項までの規定による算出方法の例により算出された額をすくすく医療費として支給する。

~~3 市長は、児童、生徒等及び妊産婦等に対して、医療福祉費条例第4条第2項第2号に掲げる入院の医療を受けた場合に係る控除額をすくすく医療費として支給する。~~

(すくすく医療費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、すくすく医療費は、他の法令（条例を含む。）によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において支給しない。

(すくすく医療費の支給申請)

第6条 すくすく医療費は、対象者又は対象者の親権を行う者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、対象者（児童、生徒等又は妊産婦等のうちの母子家庭若しくは父子家庭の子に限る。）の後見人その他の者で、現に当該対象者を監護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例によるすくすく医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(すくすく医療費の返還等)

第8条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者若しくはその親権を行う者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、すくすく医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したすくすく医療費を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例によるすくすく医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。
(石下町の編入に伴う経過措置)
- 2 石下町の編入の日前に、石下町すくすく医療費支給に関する条例（平成17年石下町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（平成30年条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の常総市すくすく医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療に係るすくすく医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の常総市すくすく医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療に係るすくすく医療費の支給については、なお従前の例による。

◎議案第 38 号 指定管理者の指定について

令和 7 年 9 月定例会議における，水海道交流センター及び水海道児童センターの指定管理料の債務負担行為に関する令和 7 年度一般会計 9 月補正予算の議決を受け，常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募により選定を進めた結果，ひらく・東和観光開発・TRC 共同事業体を指定候補者として決定いたしました。

つきましては，水海道交流センター及び水海道児童センターの指定管理者としてひらく・東和観光開発・TRC 共同事業体を指定いたしたく，地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により，議会の議決をお願いするものです。

1 候補者の選定に係る経緯

期 日	内 容
令和 7 年 9 月 25 日	令和 7 年度常総市 9 月補正予算「債務負担行為（令和 7 年度から令和 12 年度まで）2 億円」に係る議決
9 月 25 日	水海道交流センター及び水海道児童センター指定管理者募集審査委員会を設置（市長公室長，教育部長，福祉部長，生涯学習課長，常創戦略課長，財政課長，資産活用課長，こども課長を委員に選任）
9 月 26 日	市ホームページに公募の案内を掲載
10 月 29 日から 11 月 5 日まで	申請期間 （ひらく・東和観光開発・TRC 共同事業体ほか 3 者から申請）
11 月 13 日	審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による指定候補者の選定

2 今後の予定

期 日	内 容
令和 8 年 1 月	指定管理に関する協定の締結
4 月 1 日	指定管理の開始
5 月	水海道交流センター及び水海道児童センターの運営開始

◎議案第 39 号 常総市吉野公園条例の一部を改正する条例について

本案は、吉野公園の来園者及び使用料収入の増加を図るため、室内金魚釣り場を新たに有料公園施設として設置するほか所要の改正を行うものです。

吉野公園につきましては、施設の老朽化が進み、多くの箇所では施設改修や環境整備の必要性があり、来園者及び使用料収入は減少傾向となっております。また、現在の吉野公園は、へらぶな釣り場であり、親子連れや子ども達が気軽に利用できる施設がないのが現状です。

今回、倉庫（休憩所）を室内金魚釣り場として改装し、親子連れや子ども達でも楽しむことができ、雨の日にも利用可能な施設として整備することにより、地域の新たな交流スポットとなることを目指します。

改正の内容といたしましては、有料公園施設に室内金魚釣り場を追加し、その使用料について1時間500円と定めることといたします。なお、へらぶな釣り場については、従来のとおり、中学生以下の者は無料といたします。

また、附属建物として設置されていた旧食堂が既に解体処分されているため、附属建物の目的外利用に関する規定を整理する改正を行います。

○常総市吉野公園条例

昭和 44 年 1 月 25 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。~~以下「自治法」という。~~）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、吉野公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民に健全な憩いの場を提供し、もって公共の福祉を増進するため吉野公園を次のとおり設置する。

名称	位置
吉野公園	常総市上蛇町 1863 番地

2 吉野公園（以下「公園」という。）の区域は、別に市長が公示する。

(休園日等)

第 3 条 公園の休園日は、木曜日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のときを除く。）とする。

2 公園の開園時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 4 月から 9 月 午前 5 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 10 月から 3 月 午前 6 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休園日に開園し、若しくは臨時に休園し、又は開園時間を変更することができる。

(有料公園施設)

第 4 条 有料公園施設（公園の施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可に有料公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設内における行為の禁止)

第 5 条 有料公園施設内においては、~~第 13 条~~第 12 条において準用する常総市都市公園条例（昭和 41 年水海道市条例第 41 号。以下「都市公園条例」という。）第 5 条各号に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 魚類をさお釣り（リール釣り、吸込み釣り及びひっかけ釣りを除く。）以外の方法で捕獲すること。

(2) 釣り上げた魚類のうち、へらぶなを持ち帰ること。

(3) 舟を使用して、釣りをすること。

（有料公園施設使用料）

第6条 有料公園施設を利用する者は、別表第1に掲げる額の使用料を納付しなければならない。~~ただし、小学生及び中学生は、無料とする。~~

（行為の制限）

第7条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。

(3) 集会、競技会（釣り大会を除く。）、展示会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を占用すること。

2 都市公園条例第3条第2項から第5項までの規定は、前項の公園内における行為の許可について準用する。

（公園使用料）

第8条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

~~（行政財産の目的外使用料）~~

~~第9条 自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。~~

（使用料の徴収）

~~第10条~~第9条 第6条及び~~前2条~~前条の規定による使用料は、許可の際に徴収するものとする。ただし、別表第1に規定する入漁（回数）券による場合は、当該入漁（回数）券の発行の際に徴収するものとする。

（使用料の減免）

~~第11条~~第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第6条、~~第8条及び第9条~~及び第8条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

~~第12条~~第11条 既に納入された使用料は、返還しない。

（準用規定）

~~第1-3条~~第12条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条、都市公園条例第4条から第7条まで、第8条、第9条、第11条から第12条の2まで及び第14条から第16条までの規定は、公園の管理について準用する。この場合において、都市公園条例第14条第1号中「第3条第1項又は第3項（第13条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」とあるのは「常総市吉野公園条例（昭和44年水海道市条例第1号）第7条第1項又は同条第2項において準用する第3条第3項」と、「同条第1項各号」とあるのは「同条例第7条第1項各号」と、同条第2号中「第5条（第13条において準用する場合を含む。）」とあるのは「常総市吉野公園条例第1-3条常総市吉野公園条例第12条において準用する第5条又は同条例第5条」と、「同条各号」とあるのは「第5条各号又は同条例第5条各号」と、同条第3号中「第11条第1項又は第2項（第13条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」とあるのは「常総市吉野公園条例第1-3条常総市吉野公園条例第12条において準用する第11条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

（委任）

~~第1-4条~~第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（平成31年条例第9号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条、~~第1-0条~~第9条関係）

有料公園施設の名称	区分	使用料
釣り場 <u>へらぶな釣り場</u>	入漁（1日）券	1,500円
	入漁（半日）券	500円
	入漁（回数）券11枚	5,000円
<u>室内金魚釣り場</u>	<u>入漁（1時間）券</u>	<u>500円</u>

備考

- 1 開門時から午前11時前までの間に~~入漁する~~へらぶな釣り場を利用する場合は、入漁（1日）券又は入漁（回数）券3枚とする。ただし、市内に住所を有する70歳以上の者が~~入漁する~~利用する場合は、入漁（半日）券

又は入漁（回数）券 1 枚とする。

- 2 午前 11 時以後に~~入漁する~~へらぶな釣り場を利用する場合は、入漁（半日）券又は入漁（回数）券 1 枚とする。

- 3 この表の規定にかかわらず、中学生以下の者がへらぶな釣り場を利用する場合は、無料とする。

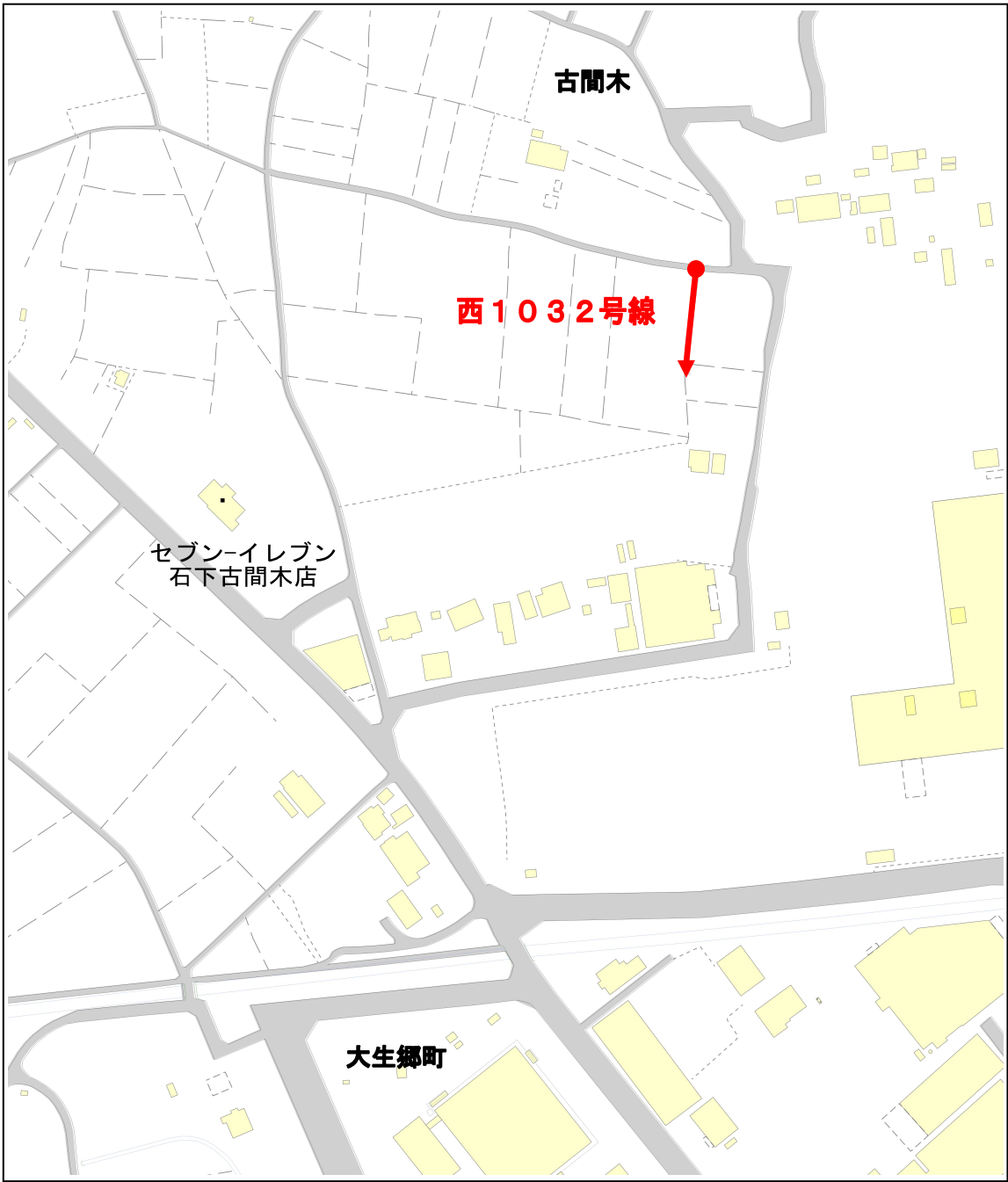
別表第 2（第 8 条関係）

行為の内容	単位	金額
第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 日につき	5 2 0 円
第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	1 時間につき	5, 0 0 0 円
第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる行為	1 平方メートル 1 日につき	2 円

~~別表第 3（第 9 条関係）~~

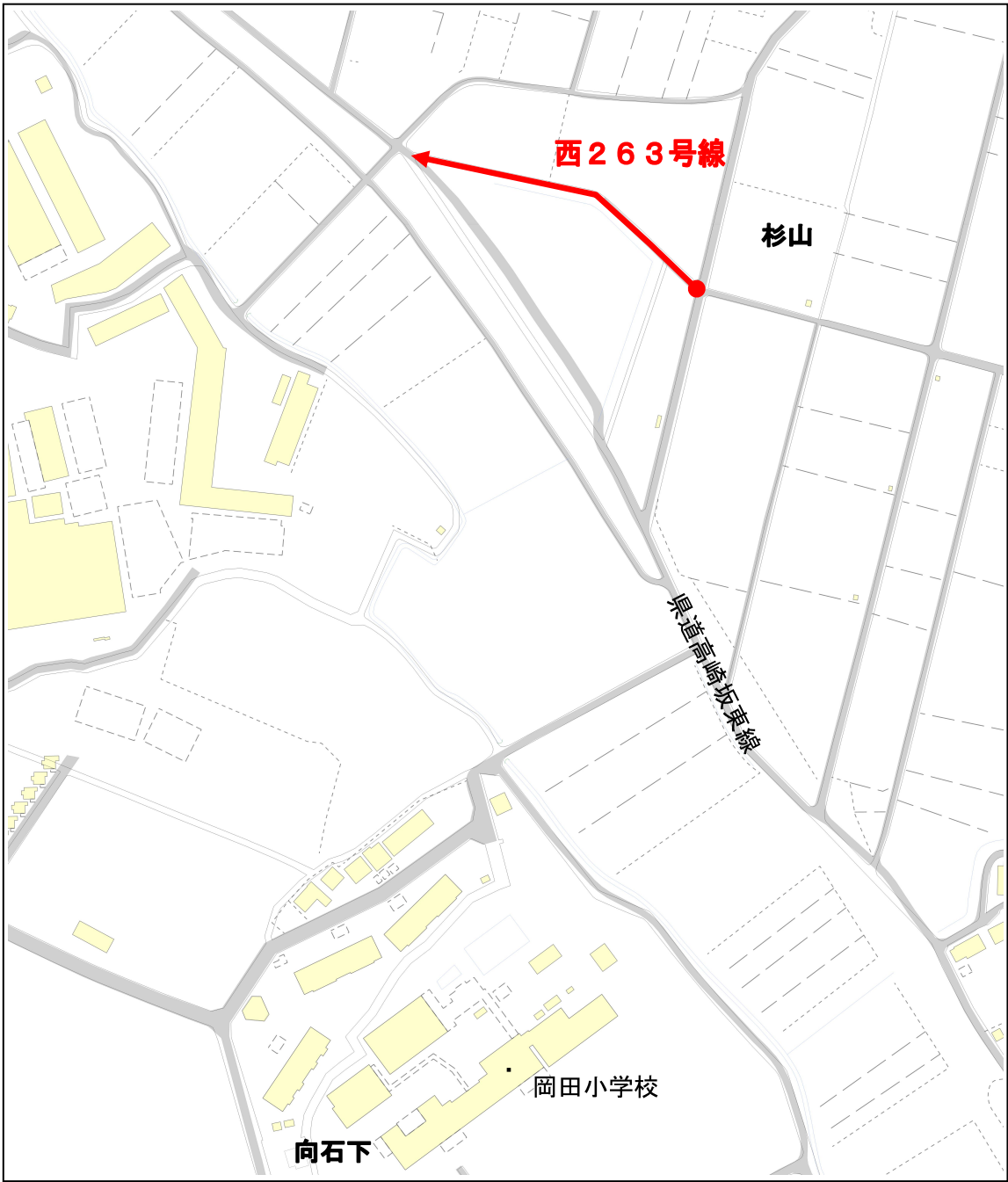
名称	単位	使用料
附属建物	1 月	1 5, 4 5 0 円

◎議案第 4 0 号 市道の路線の廃止について（西 1 0 3 2 号線）



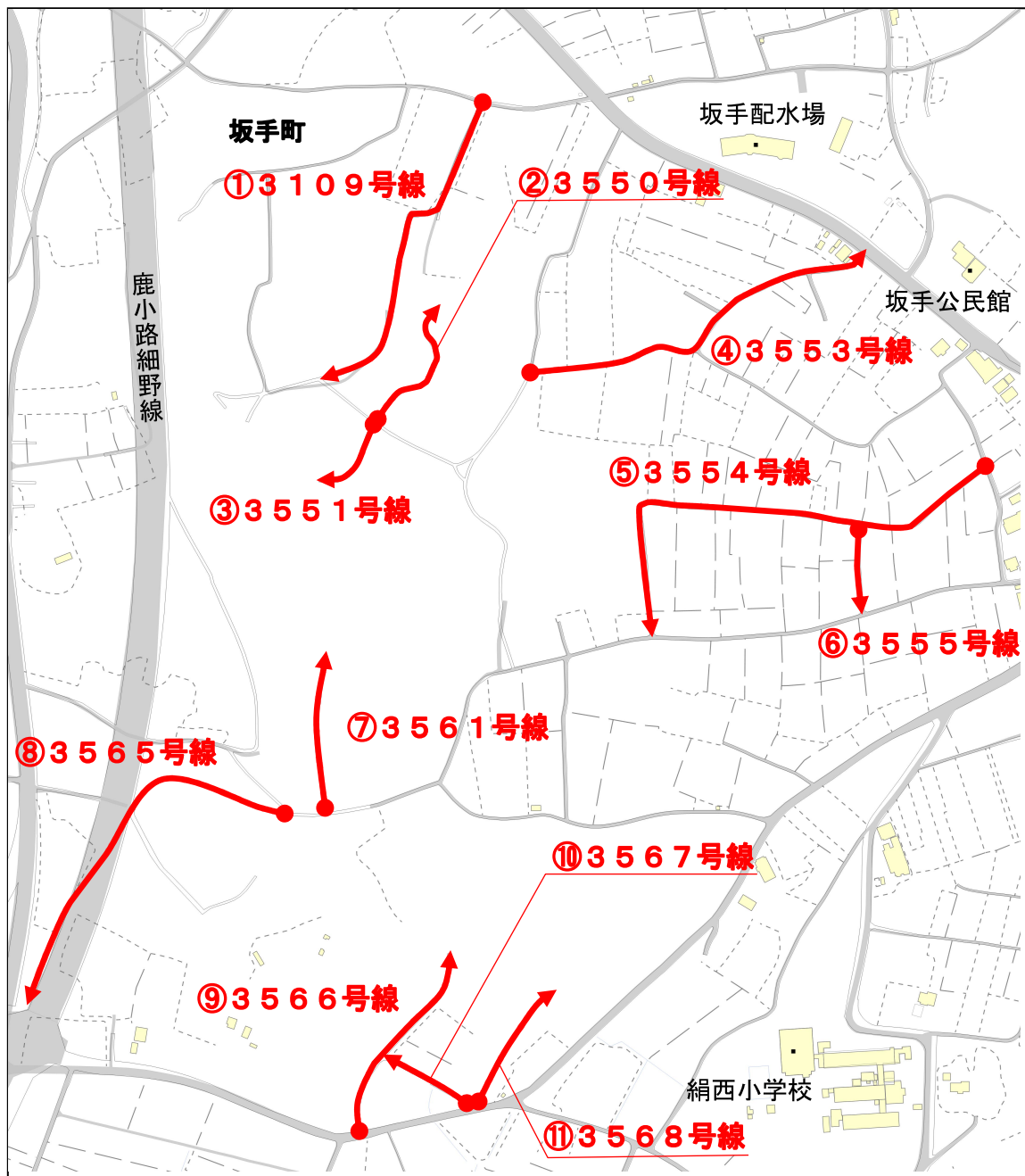
路 線 名	起 点		終 点
西 1 0 3 2	古間木 1 5 2 9 - 1		古間木 1 5 2 2 - 7
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	4 4 . 8 2 m	1 . 6 0 m	1 . 6 0 m

◎議案第 4 1 号 市道の路線の廃止について（西 2 6 3 号線）



路 線 名	起 点		終 点
西 2 6 3	杉山 1 7 6 5		杉山 1 7 6 0
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	1 4 4 . 4 4 m	2 . 5 0 m	2 . 5 0 m

◎議案第42号 市道の路線の廃止について（3109号線）ほか10議案



議案第 4 2 号—議案第 5 2 号関係

	議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第42号	3109	坂手町6462	坂手町6419	267.18	5.00	2.00
②	議案第43号	3550	坂手町6419	坂手町6434	114.80	1.80	1.80
③	議案第44号	3551	坂手町6411	坂手町6396	68.64	2.00	2.00
④	議案第45号	3553	坂手町6318	坂手町6303	285.68	2.10	1.90
⑤	議案第46号	3554	坂手町6278	坂手町6349	382.40	3.00	2.00
⑥	議案第47号	3555	坂手町6336	坂手町6334	67.31	2.70	2.70
⑦	議案第48号	3561	坂手町6769	坂手町6771	113.50	2.50	1.80
⑧	議案第49号	3565	坂手町6815-1	坂手町6803-3	305.90	3.00	1.90
⑨	議案第50号	3566	坂手町6910-1	坂手町6912	161.45	2.60	2.00
⑩	議案第51号	3567	坂手町6902	坂手町6909-1	77.66	3.00	2.00
⑪	議案第52号	3568	坂手町6898-1	坂手町7020	103.36	1.50	1.50

◎議案第 5 3 号 市道の路線の変更について（東 4 4 8 号線）
変 更 前



路 線 名	起 点		終 点	
東 4 4 8	新石下 4 4 2 1		新石下 4 3 9 8	
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）	
	4 7 8 . 3 8 m	4 . 0 0 m	4 . 0 0 m	

変 更 後

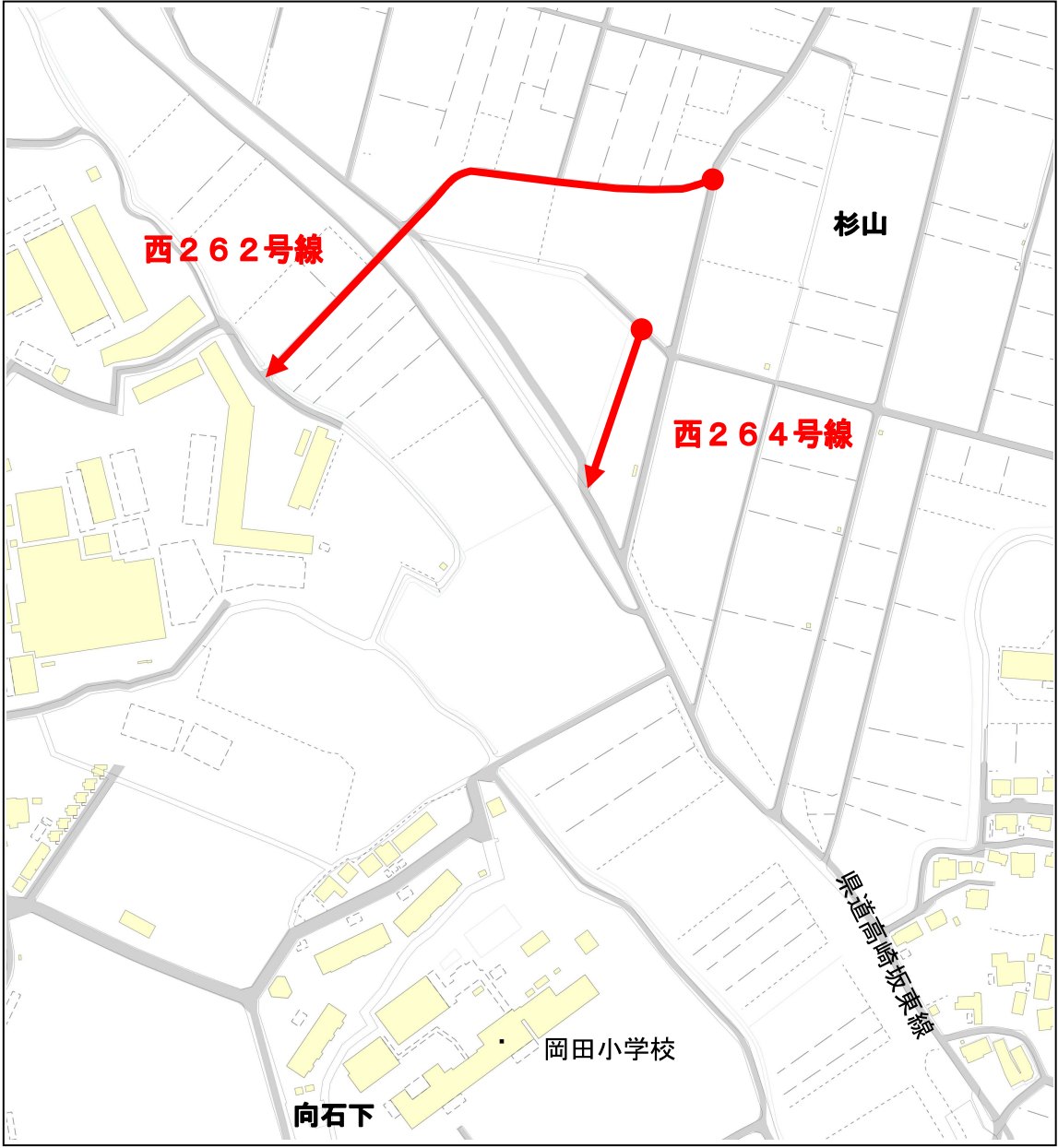


路 線 名	起 点		終 点	
東 4 4 8	新石下 4 4 1 5		新石下 4 3 9 8	
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）	
	2 8 2 . 0 0 m	4 . 0 0 m	4 . 0 0 m	

◎議案第54号 市道の路線の変更について（西262号線）

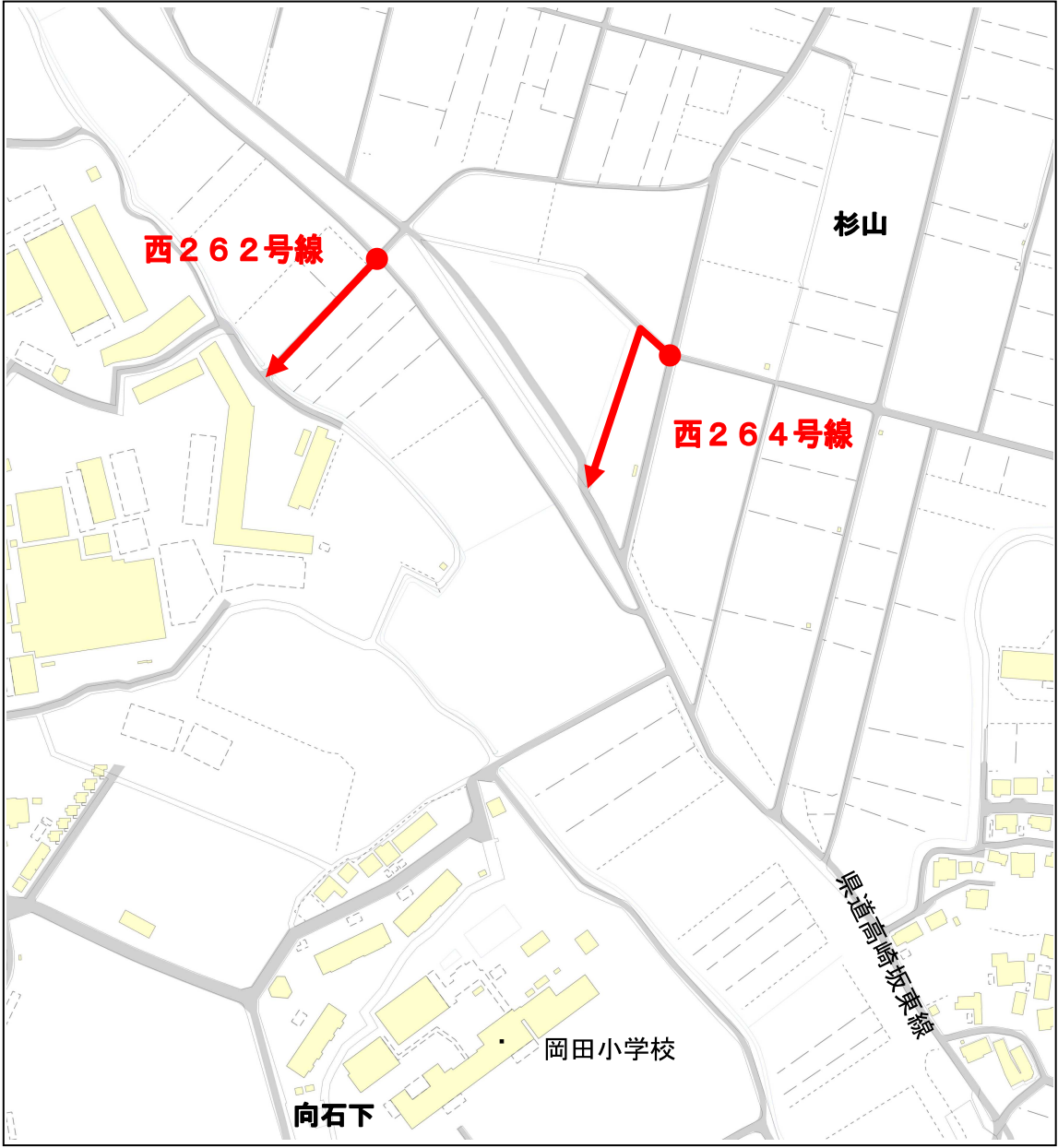
◎議案第55号 市道の路線の変更について（西264号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西262	杉山96	杉山1795	265.92	3.30	2.50
西264	杉山1765	杉山1765	84.01	1.80	1.80

変 更 後



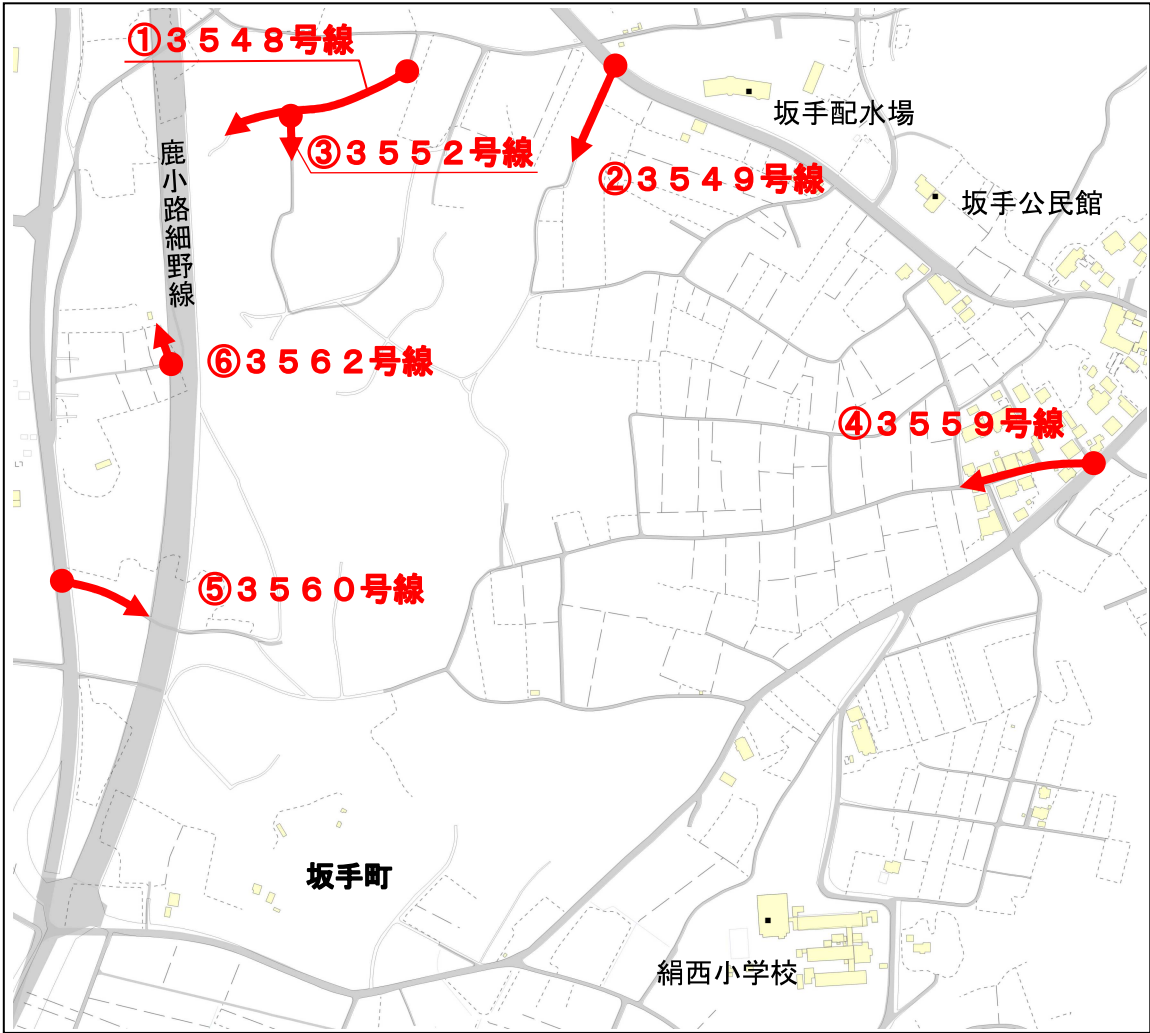
路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西262	杉山1759-1	杉山1795-1	80.00	3.00	3.00
西264	杉山1995	杉山1765-1	101.00	2.50	1.80

◎議案第56号 市道の路線の変更について（3548号線）ほか5議案
変 更 前



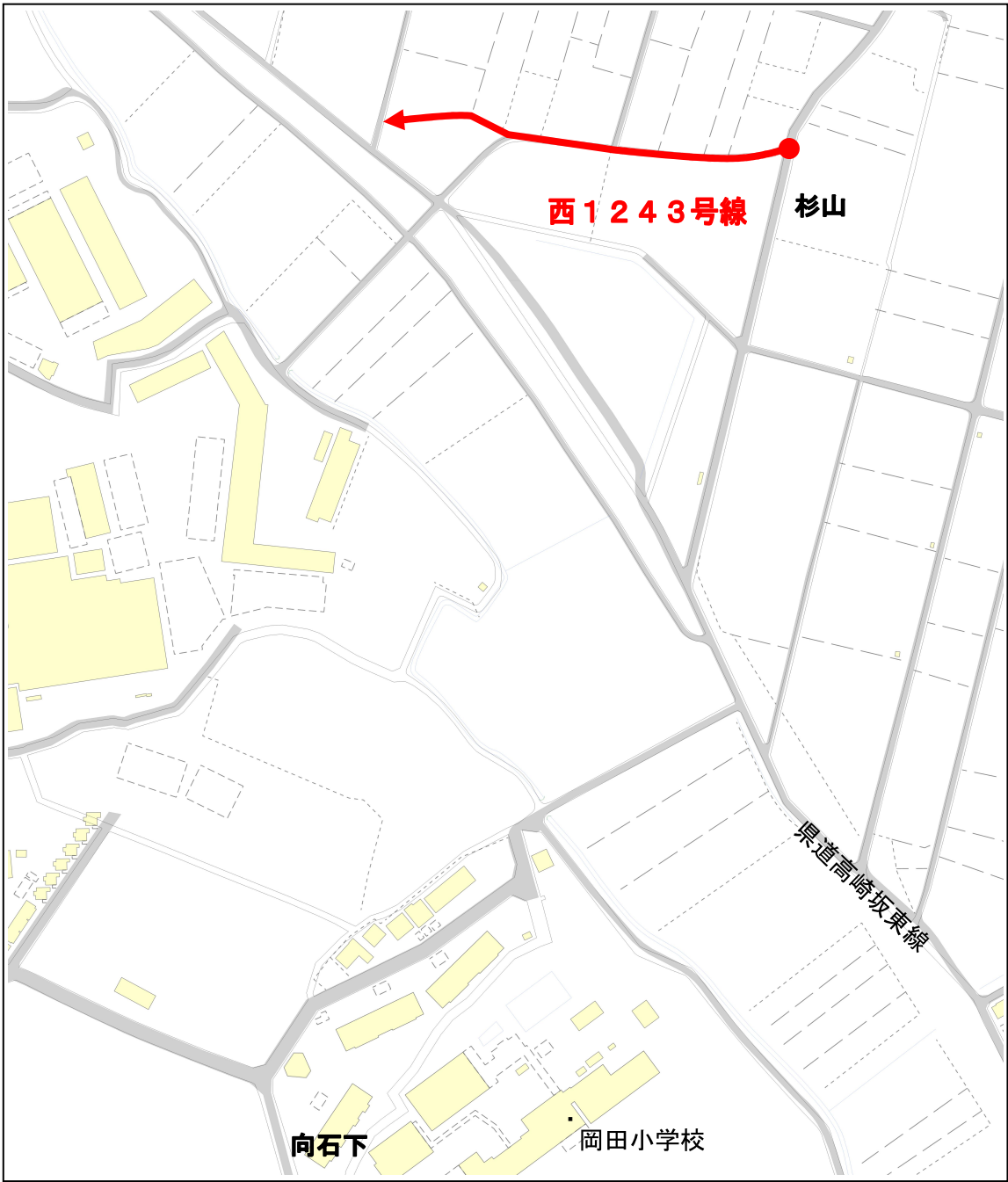
	議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第56号	3548	坂手町6463	坂手町6511	220.53	2.00	2.00
②	議案第57号	3549	坂手町6446	坂手町6974	572.76	2.20	2.00
③	議案第58号	3552	坂手町6511	坂手町6406	359.14	2.00	1.50
④	議案第59号	3559	坂手町7086-5	坂手町6976-2	492.67	3.90	2.20
⑤	議案第60号	3560	坂手町6779-3	坂手町6988-1	622.83	3.20	1.80
⑥	議案第61号	3562	坂手町6774	坂手町6542	304.37	2.35	1.75

変 更 後



	議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第56号	3548	坂手町6463-1	坂手町6511-1	155.00	2.00	2.00
②	議案第57号	3549	坂手町6446-1	坂手町6312	86.00	2.20	2.20
③	議案第58号	3552	坂手町6511-1	坂手町6468-2	20.00	2.00	2.00
④	議案第59号	3559	坂手町6260-1	坂手町7082-1	115.00	3.90	2.40
⑤	議案第60号	3560	坂手町6779-3	坂手町6776-5	75.00	2.70	2.70
⑥	議案第61号	3562	坂手町6720-3	坂手町6719-1	15.00	2.00	2.00

◎議案第 6 2 号 市道の路線の認定について（西 1 2 4 3 号線）



路 線 名	起 点		終 点
西 1 2 4 3	杉山 9 6		杉山 1 7 1 9 － 1
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	1 8 2 . 0 0 m	6 . 0 0 m	6 . 0 0 m